最終更新日：2015年4月28日
株式会社Paltac
代表取締役社長 木村 清隆
問合せ先：執行役員 経営企画室長 嶋田 政治
証券コード：8283
http://www.paltac.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性と健全性を確保しながら、企業価値を最大限に高めていくことを重視した取組みを行っております。
取締役会は、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けております。
監査役は、取締役の職務執行について、適法性、効率性の観点から、厳正な監視を行っております。
また、業務全般にわたる適正な運営及び改善を目指し、計画的かつ全社的な内部監査を社長直轄の監査部が実施しております。
なお、当社は適宜行う質の高い情報開示こそがステークホルダーに対する責任を果たすことであり、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、情報開示に積極的に取組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディパルホールディングス	31,853,485	50.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,611,200	4.11
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	2,040,300	3.21
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,839,500	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,505,200	2.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	1,223,400	1.92
Ｐａｌｔａｃ従業員持株会	1,133,700	1.78
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	727,000	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	617,800	0.97
ライオン株式会社	606,900	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社メディパルホールディングス （上場：東京）（コード） 7459

補足説明

・野村證券株式会社から、平成25年３月22日付で大量保有報告書が提出されております。
・みずほ信託銀行株式会社から、平成26年４月７日付で大量保有報告書（変更報告書）が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件等については、客観的な情報をもとに合理的に決定しており、一般的な取引条件と著しく相違しないことを十分に確認し決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社の企業グループにおける当社の位置付け及び関係について
株式会社メディパルホールディングスは、当社議決権の50.24%を有する親会社であります。当社は「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、親会社グループは「医療用医薬品等卸売事業」をそれぞれ主たる事業としており、取り扱い商品や流通形態等が大きく異なることから、現状は、当社の事業と親会社グループの事業との間に競合関係はなく、当社の自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものはありません。
また、当社の事業戦略、人事政策等につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ、決定しております。
親会社グループとの人的関係につきましては、当社の取締役１名が親会社の取締役を兼務しておりますが、これは親会社グループにおける「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」セグメントの代表者として、当社の業績等の報告、業界動向の説明を行うだけでなく、親会社に対する当社としての適切な主張等を行うことにより、親会社からの独立性を確保することを目的としております。
以上により、当社は親会社グループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
余郷勝利	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
余郷勝利	○	当社の独立役員として指定しております。	日本を代表する自動車製造関連企業の経営者としての経験、実績を有しており、当社の決定や業務執行の監督等に対し、独立した立場から参画していただけるため、社外取締役として選任しております。また、独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(有限責任あずさ監査法人)に対して、年間の監査計画を提示するとともに、会計監査人の会計監査の効率性、有効性を担保するため、監査資料の提供を行っております。また、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、監査内容に関する報告を受け、意見及び情報交換を行っております。
監査役は、内部監査部門である監査部から原則毎月、監査結果の報告・説明を受け、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
萩原庸介	他の会社の出身者													
鈴木秀夫	他の会社の出身者													
小寺陽平	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原庸介		―――	当社の事業分野である一般用医薬品業界での豊富な経験と高い見識を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持の観点から、監査体制を強化していただくため、社外監査役として選任しております。
鈴木秀夫		―――	金融関連企業を中心とした経営者としての経験と幅広い見識を、独立した立場から当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
小寺陽平	○	当社の独立役員として指定しております。	弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を、主に適法性の観点から独立した立場で監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。また、取締役の業績評価と報酬の関係を明確にするため、業績評価を都度の役員報酬・賞与に反映することとし、役員退職慰労金制度はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬(平成26年3月期)
取締役11名 531百万円
監査役4名 69百万円
計15名 600百万円
上記取締役に対する報酬には、社宅提供等の非金銭報酬として10百万円を含んでおります。

なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬を個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬のうち、金銭報酬については平成18年6月26日開催の第78期定時株主総会決議により年額750百万円以内、非金銭報酬については平成21年6月23日開催の第81期定時株主総会決議により年額20百万円以内と定められております。金銭報酬における個別の報酬額については、年間の限度額の範囲内において、取締役会において決定しております。非金銭報酬については、年間の限度額の範囲内において、内規に従い社宅の提供を行っております。
監査役の報酬については、平成21年6月23日開催の第81期定時株主総会決議により年額150百万円以内と定められており、各監査役の個別の報酬額については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、議案の事前説明を実施する体制を整備しております。また、非常勤の社外監査役には、取締役会に先立ち監査役会を開催し、常勤監査役から取締役会議案の事前説明及び検討を実施し、取締役会における社外監査役としての監査機能が十分に発揮できるよう対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会
取締役会は、12名の取締役(うち社外取締役1名)で構成し、監査役出席のもと原則毎月1回以上開催しており、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けしております。

(2)監査役会
監査役会は、4名の監査役(うち社外監査役3名)で構成し、取締役の職務執行状況を監査しております。監査役は取締役会に出席し経営全般に対する監視機能を発揮するとともに、法令・定款違反、競業取引や利益相反取引等の事実の有無についての監査を実施しております。また、監査役は監査部及び会計監査人と適宜に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

(3)内部監査
内部監査は、内部監査規則に基づき、社長直轄の監査部が担当しております。監査部は年度ごとに作成した「監査計画書」に基づき、業務全般にわたる業務及び会計に関する監査並びに財務報告に係る内部統制の有効性評価を行い、改善が必要な事項については速やかに改善の勧告・指導を行っております。

(4)会計監査
会計監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人は従来より自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる従事者の構成については下記のとおりであります。
業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 土居正明(継続監査年数2年)
指定有限責任社員 業務執行社員 高橋和人(継続監査年数7年)
指定有限責任社員 業務執行社員 三宅 潔 (継続監査年数5年)
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士9名、その他7名

(5)社外取締役及び社外監査役との関係
当社は、社外取締役に余郷勝利氏の1名を選任し、また社外監査役に萩原庸介氏、鈴木秀夫氏、小寺陽平氏の3名を選任しており、当社と社外取締役及び各社外監査役との間に、人的関係、資本関係、取引関係その他利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。
取締役12名(うち社外取締役1名)で取締役会を構成し、監査役出席のもと、原則毎月1回以上開催し、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。また、監査役は4名(うち社外監査役3名)が就任しており、取締役の職務執行について、適法性、効率性の観点から、厳正な監視を行っております。各監査役は、取締役会に出席するとともに、その他の経営に係る重要な会議への出席、部署往査、書類の閲覧、取締役との協議等により経営方針、職務執行状況を客観的な視点で監査しております。
また、社外監査役は、当社と人的関係、資本的関係、取引関係その他利害関係のない立場で、客観性及び独立性を確保した監査を実施しております。
以上により、当社は、経営に対しての客観性・中立的な監視体制が有効に機能していると考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を集中日以外に開催することにより、より多くの株主様が出席できるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成24年６月開催の株主総会より、議決権行使を迅速かつ活発にするため、パソコン・携帯電話等の電磁的方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成24年６月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加し、直接機関投資家から電磁的方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
その他	自社のホームページに招集通知、決議通知の掲載を行うなど、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会は年2回、第2四半期及び期末決算に合わせて、代表取締役が出席し開催しております。当社への理解を深めていただけるよう、個別ミーティング等も開催し積極的に活動しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR資料として、決算短信（日本語版・英語版）、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集ご通知、株主通信、その他適時開示資料等を適時適切に掲載しております。 （http://www.paltac.co.jp/ir/index.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	アナリスト等に対し、物流センター等の施設見学会を適宜開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページにCSR情報として、基本的な考え方をはじめ、事業活動、環境、社会における取組み等を掲載しております。 （http://www.paltac.co.jp/csr/index.html）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制基本方針」を次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
(2)内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理(廃棄を含む)を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理体制については、損失発生の未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。
また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
(2)通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
(3)金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
(4)反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
(2)代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。
(3)予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ITを活用した効率的な業務を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やCSR委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
(2)公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記第1項から第5項までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
(2)監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。
(1)監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
(2)監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
(3)取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
(1)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
(2)上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
イ. 経営状況
ロ. 事業遂行状況
ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況
ニ. 監査部が実施した内部監査の結果
ホ. リスク管理の状況
ヘ. コンプライアンスの状況(内部通報された事実を含む)
ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実
(3)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
(4)監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
(2)監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。
(3)当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)
当社は、反社会的勢力による経営への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)対応部門
CSR推進本部を中心に発生した事案の関係部と協力して対処いたします。
・責任者 : CSR推進本部長
・事務局 : CSR推進本部コンプライアンス法務部
・関係部署 : 事案発生の各部署(支社)
(2)外部専門機関との連携状況
大阪府企業防衛連合協議会、東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟するとともに、適宜顧問弁護士と連携を図っております。
(3)反社会的勢力に関する情報収集について
企業防衛対策協議会から反社会的勢力に関する情報を収集し、社内イントラネットを通じて周知させております。
(4)対応マニュアルの整備状況
以下の項目について取りまとめたマニュアルを作成しております。
・基本的心構え
・具体的対応要領
・報告、相談体制
(5)反社会的勢力排除条項の規定
取引基本契約書等の契約書に、反社会的勢力との関係が判明した場合の契約解除条項を規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

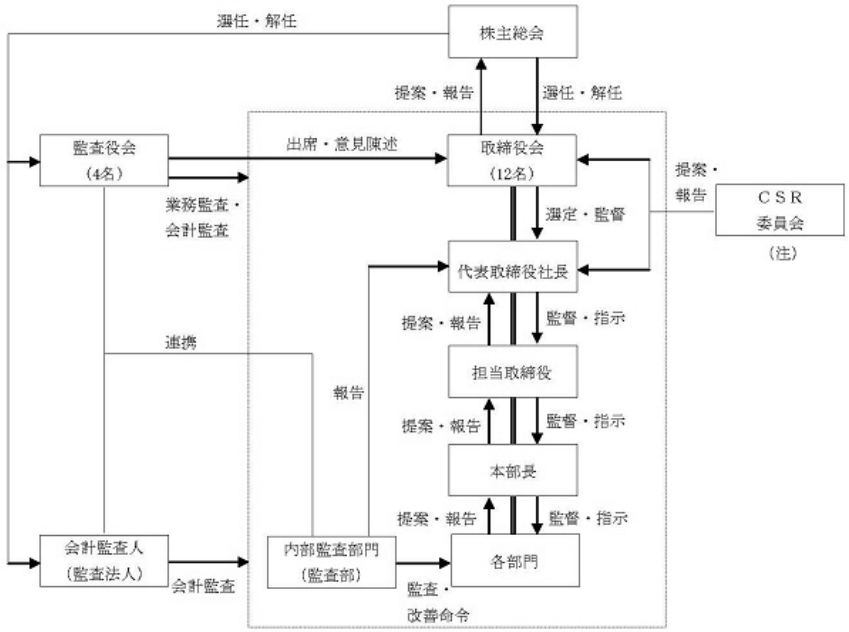
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜コーポレート・ガバナンス体制＞



(注)ＣＳＲ委員会は、コンプライアンスに関する重大な問題が生じた場合等、必要に応じて開催される委員会であります。
また、当該委員会の事務局はＣＳＲ推進本部が担当しております。

＜適時開示体制の状況＞

1．適時開示の担当組織
会社情報の開示に際して、社内規程に基づき情報管理の徹底を行い、次の体制をとります。
（1）情報の集約及び管理は、情報取扱責任者である経営企画室長が行います。
（2）情報の重要性の判断、適時開示情報の可否については、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い関係各部門で検討し、適時適切な情報開示に取組みます。
（3）会社情報の開示資料作成及び適時開示は、情報取扱責任者である経営企画室長の指揮のもと経営企画室が担当し、開示資料作成に際しては、関係各部門との連携を行います。

2．会社情報の内容別開示フロー
（1）決定事実に関する情報開示
決定事実については、監査役出席のもと、原則毎月１回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し迅速な決定を行います。
決定事実については、適時開示規則に従い適時適切な情報開示を行います。

（２）発生事実に関する情報開示

発生事実については、発生した情報を迅速に情報取扱責任者に集約し、適時開示規則に従い適時適切な情報開示を行うとともに、取締役会に報告いたします。

（３）決算に関する情報開示

決算に関する情報開示については、財務本部が決算財務数値を作成の上、監査役出席のもと取締役会において承認後、情報取扱責任者を中心に、適時適切な情報開示を行います。

上記、情報開示につきましては、適時開示情報伝達システム（ＴＤnet）を通じて行うとともに、関係記者クラブへの資料投函と、必要に応じて会見を行います。

また、速やかに当社のホームページに掲載を行います。

適時開示の流れは次のとおりです。

